## 放課後児童クラブの手引き

① ：実施主体について
実施主体は市町村（市町村学校組合を含む）です。

②：対象とする子どもの範囲について
保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童が対象です。
（3）：開設日数について
児童クラブの実施基準は，原則として年間 2 5 0 日以上，1日 3 時間以上（長期休業中等 は8時間以上）です。
（4）：従事する職員について
国の基準により，児童クラブには「放課後児童支援員」の資格をもつた専任 の職員を，支援の単位ごとに 2 名以上配置しなくてはなりません（うち 1 名は，補助員代替可）。 ※平成31年度末までの経過措置あり


「放課後児童支援員」の資格を取得するには，都道府県知事が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」を修了する必要があります。
＜研修受講要件の一例〉


- 保育士，社会福祉士，教員免許等の有資格者
- 高等学校卒業者等であり，かつ，二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって，市町村長が適当と認めた者
※詳細は，「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」第10条をご確認ください。

また，補助員についても，国の要綱で，「子育て支援員研修基本研修及び専門研修（放課後児童コース）を修了していることが望ましい」とされています。

⑤：事業計画や設備•運営面での基準について
放課後子ども総合プラン（文部科学省，厚生労働省）等
すべての子どもたちが，放課後等を安全•安心に過ごし，多様な体験•活動を行うこと ができるよう，「放課後子ども総合プラン」が平成26年度に策定されました。

市町村においても，平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間に様々な子育て支援策の計画的な整備や実施を行うため，地域の実情に応じた「市町村子ども・子育て支援計画」を策定しています。この計画の中で，児童クラブについても，利用状況や利用希望の調査に基づく施設整備や事業の方針，改善を検討する内容等が記載されています。

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省）

児童クラブの質を確保する観点から，開設曰数や開設時間（3）参照），職員の資格や員数（4）参照），施設設備や児童一人あたりの面積（おおむね1．65m²），児童数（おおむね 40 人以下）等が定められています。

## 放課後児童クラブ運営指針（厚生労働省）

現在の児童クラブの運営の多様性を踏まえ，子どもへの関わり方や，設備•運営面での具体的な水準となることを目的に策定された指針です。

## 各市町村の基準条例等

上記の国の基準を踏まえ，各市町村が条例で基準を策定しています。この条例は「最低基準」と位置づけられており，実施主体である市町村が，児童クラブの運営や質の向上に ついても責任をもって実施していくことが求められています。

## （6）：実施の目的について

国の基準では，「家庭，地域等との連携の下，発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう，当該児童の自主性，社会性及び創造性の向上，基本的な生活習慣の確立等を図り，もって当該児童の健全な育成を図ること」と明記されています。

高知県内の児童クラブは，安全•安心な子どもの居場所として，多様な活動が実施されて います。今後も，保護者の子育てと仕事等の両立を支援するとともに，家庭や地域と連携し，協力を得ながら，子どもの健全な育成を支援していくことが求められています。

## （7）：利用料について

児童クラブを運営するために必要な経費の一部を，保護者から利用料として徴収できます。

なお，この総事業費の中には，障害児受入や職員の処遇改善等，質の改善にかかる事業の費用は含まれません。

利用料の金額は児童クラブごとに異なりますが，経済的理由に より利用が困難な子どものため，県内の市町村のほとんどが利用料の減額や免除の規定を設けています。
＜総事業費における負担割合＞

| 保護者負担金 | 事業主拠出金 <br> （国）（1／3） |
| :---: | :---: |
|  | 都道府県 (1/3) |
|  | 市町村 <br> （1／3） |

## 児童クラフ．の活動の流れ（例）

## 【平日】

| 13：30～ | 放課後児童支援員等出勤 <br> 掃除，おやつ準備等 |
| :---: | :---: |
| 14：00～ | 児童下校開始，児童受入宿題，自由遊び |
| 15：30～ | おやつの提供 |
| 17：00～ | 徒歩児童帰宅開始 |
|  | 保護者お迎え |
| 18：00 | 児童クラブ終了 |

## 【児童クラブの主な活動内容】

県内の児童クラブで多く見られる活動内容 としては，宿題，読書，自由遊び（室内，屋外）や，長期休業中等に実施する親子参加イベント（キャンプ，もちつき等）「放課後学び場人材バンク」を活用した体験活動があります。

ほかにも，近隣の高齢者福祉施設訪問や，警察署の社会見学，消防署の協力による防災学習や避難訓練の実施等，地域と連携•協力する取組も見られます。

また，特別な支援や配慮を必要とする子 どもの受入にあたり，専門性を有する地域組織や関係機関との連携に取り組む児童ク ラブも増えてきています。

## 【長期休業日】


＜児童クラブの主な活動内容＞

※平成27年度取組状況調査より（高知市除く） ※グラフ中の「｣」は，27年度から追加した質問項目

## 【放課後子ども教室との連携の取組】

同一の小学校区で児童クラブと子ども教室を実施している市町村では，子 ども教室での体験活動等のイベント開催時に，希望する児童クラブの子ども たちを参加させるなど，連携した取組を実施しているところもあります。

両者が，日常的にあるいは定期的に情報を共有して連携することで活動の幅が広がり，子どもたちの豊かな体験につながっています。

